

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子 外31名

被 告 埼 玉 県 知 事 外1名

求釈明申立書

2005(平成17)年9月7日

さいたま地方裁判所 第4民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	佐々木	新	一
同	南	雲	芳
同	野	本	夏
同	猪	股	正
同	小	林	哲
同	川	井	彦
		理	砂子

外

第1 本件ダム建設事業の必要性についての主張の欠如

被告らの平成17年9月1日付準備書面(3)は、本件八ッ場ダム建設事業に関わる形式的な法律の適用関係を述べたに過ぎない。八ッ場ダム建設事業の国の施策上の位置づけを無批判に展開するばかりであり、地方自治体が独自に行うべき本件ダム事業の必要性についての検討結果については何も明らかにし

ていな。

被告らは、地方自治を担うものとして、国とは独立して、固有の治水・利水上の必要性の有無を検討し、費用負担に応じるか否かを検討することができるのであり、また、そのような検討を行う義務を負っている。

準備書面（3）の内容は、その意味での検討の概要さえ示しておらず、到底、県としての県民に対する説明責任、さらには本訴における主張・立証について本来果たすべき責任を果たしているものとはいえない。

埼玉県として、国とは独立して、多額の費用負担を伴う本件ハツ場ダム事業への参画をおこなった理由となる、治水・利水上の必要性について主張すべきである。

第2 求釈明

1、ハツ場ダム建設事業の河川法上の位置づけについて、

(1) ダム建設事業の治水面での上位計画は河川整備基本方針と河川整備計画である。

新河川法（平成9年法律第69号）は、河川管理者に対し、河川整備基本方針と河川整備計画を策定してダム建設計画を位置付けることを求めている（第16条第1項、第16条の2第1項）。

(2) ところが、被告も認めているように、利根川水系においては、新河川法で策定が義務づけられている河川整備基本方針及び河川整備計画は未だに策定されていない。

従来の工事実施基本計画を河川整備基本方針及び河川整備計画としてみなすことが許されているとは言え（同法附則第2条）、それはあくまでも経過規定に過ぎない。

従来の工事実施基本計画が容易には実現できない河川整備の内容を多

く含むものであるのに対して、新河川法が求める河川整備計画は今後20～30年間に実施可能な河川整備の内容を定めるものである。また、新河川法では、河川環境の保全が目的に追加され（第1条）、また、河川整備計画を策定する際に地域住民の意見を反映させる措置を講じることを河川管理者に求めるなど（第16条の2第5項）、河川整備の目的も計画策定のプロセスも旧河川法とは根本から構造を異にしている。

このような法改正の趣旨からは、継続中のダム建設事業であっても、新たに河川整備計画を策定するプロセスを通じて地域住民の意見を反映させることが求められていると考えられる。

(3) 被告は、本件ハッ場ダム建設事業を進めるにあたり、新河川法が要求する利根川水系に関する河川整備基本方針及び河川整備計画の策定は不要と判断しているのか。仮に不要と判断しているのであれば、いかなる理由からそう判断されたのかを明らかにされたい。逆に、必要と判断しているのであれば、これらが未策定の段階で事業を推進する理由を明らかにされたい。

2、ハッ場ダム建設事業の水資源開発促進法上の位置付けについて

- (1) 被告らは、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（通称フルプラン）は、昭和63年2月6日に全部変更決定された後（乙16。通称第4次フルプラン）、数次の変更を経て平成14年12月に現行の利根川荒川水系水資源開発基本計画（乙18）となっているとの説明を行っている（被告準備書面、4～6頁）。
- (2) しかし、平成14年12月の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画（乙18）は、「平成13年度以降、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を行う」

とあることから明らかなように、計画の目標年次の設定もせず、新たな水需要の予測も行わず、供給施設の目標も明確にしていない。

利根川・荒川水系については、1988（昭和 63）年に 2000（平成 12）年を目標年次とする水資源開発基本計画（乙 1 6）が策定された後は、本来の水資源開発基本計画は策定されず、期限切れになつたまま放置され、現在は、利水の面での上位計画なしで本件ハッ場ダム建設計画が進められている状態にある。

(3) 被告らは利根川・荒川水系の第 4 次フルプラン（乙 1 6）が期限切れとなっている状況を認識した上で事業への参画を決定したのか。仮にそうだとすれば、第 4 次フルプランが前提としている水需要予測は現状においても合理的なものと考えているのか。

3、「埼玉県新長期構想一緑と清流、豊かな埼玉・21世紀をめざしてー」（乙第 2 2 号証）に関する、水資源開発に関する「許可水利権は暫定的に割り当てられたものが多く」（p 9）とある。

この点に関して、埼玉県がその水道水供給事業に関して、現在保有する全ての許可水利権に関して、

- ① その目的
- ② 注水用取水口等の位置
- ③ 最大取水量
- ④ 取水の条件
- ⑤ 許可のなされた日付と許可期限
- ⑥ 失効に関する規定の内容

をそれぞれ明らかにされたい。

4、被告らが許可水利権は「暫定的に割り当てられた」と主張する点に関して

- ① 被告らが「暫定的に割り当てられた」とする水利権はどれであるか。
- ② その他の水利権との違いを明確に示した上で「暫定的」の意義を明らかにされたい。

5、八ツ場ダムの新規利水(p 1 1)について

「埼玉県の水道用水として最大毎秒0. 670立方メートル」(p 1 1)の取水を可能ならしめるとあるが、埼玉県の水道用水供給事業において、かかる新規の利水が必要とされる理由を明らかにされたい。

6、農業用水転用水利権の転用と合わせての非かんがい期の利水の必要性に関する

「利根中央用水事業・利根中央農業水利事業、中川水系農業水利事業(第一次及び第二次)及び埼玉合口二期事業の農業用水合理化に伴う水道用水への転用水と合わせて通年取水を可能とするため」、10月から4月にかけて、一定の新規利水を可能ならしめるとある(p 1 1 ~ 1 2)。

この点に関して

- ① 「利根中央用水事業・利根中央農業水利事業、中川水系農業水利事業(第一次及び第二次)及び埼玉合口二期事業」の各事業の概要を明らかにされたい。
- ② 「利根中央用水事業・利根中央農業水利事業、中川水系農業水利事業(第一次及び第二次)及び埼玉合口二期事業」において、従前存在した各農業用水利権について、
 - i) 水利権者

- ii) その目的
 - iii) 注水用取水口等の位置
 - iv) 最大取水量
 - v) 取水の条件
 - vi) 慣行による水利権であるのか、許可による水利権であるかの別
 - vii) (許可水利権である場合)許可のなされた日付と許可期限及び失効に関する規定の内容
- をそれぞれ明らかにされたい。

- ③ ②記載の各農業用水利権の水道用水供給事業の水利権への転用水について
- i) 転用なされた時期
 - ii) その具体的な経過
 - iii) 転用に際して、工事などを施工した場合にはその費用
- をそれぞれ明らかにされたい。

- ④ 上記の10月から4月にかけての新規利水について、埼玉県の水道用水供給事業において、かかる新規の利水が必要とされる理由を明らかにされたい。

以上